

平成30年第4回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成30年4月5日 開会

平成30年4月5日 閉会



## 平成30年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年4月5日(木)午後3時00分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之  
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 平成30年度山武市農作業別標準賃金(案)について

### 出席委員(16名)

雲 地 康 夫	鈴木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
井 野 敬 一	小 川 善 郎
中 村 順 子	鈴木 俊 幸
三 橋 敏 子	篠 原 元
佐 藤 裕 子	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	齊 田 龍 一

### 欠席委員(0名)

### 出席農地利用最適化推進委員(19名)

市 原 一 男	菊 池 重 壽
齊 藤 道 良	高 橋 憲 一
伊 藤 彰 朗	河 野 仁 男
今 関 良 知	佐 瀬 一 之
小 川 敏	山 下 幸 一
遠 藤 幹 夫	堀 越 晃
加 瀬 晃 一	金 杉 努
伊 藤 通 夫	古 谷 昌 己

中山彦郎  
鈴木章重

齊藤茂

出席事務局職員

事務局長	齊藤忠志
副主幹	石橋京子
主査補	古谷浩一
主査補	菅谷昌秀

---

◎開 会

事務局長

平成 30 年第 4 回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。  
今関会長、よろしく申し上げます。

会長

3 月の下旬ころから初夏の陽気といえますか、春の陽気といえますか、わからない日が続いておりますが、春の農作業や田植えの準備等のお忙しいところ、ご苦労さまでございます。

私もこの 4 月から会長という大役を仰せつかるわけですが、何分にも大変ふなれでございますので、皆様のご協力をもって進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名人の指名について

日程第 3 報告 利用権の中途解約に係る通知及び使用  
貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度第 1 次農用地利用集積計画の決定に  
ついて

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第 8 議案第 5 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第 9 議案第 6 号 平成 30 年度山武市農作業別標準賃金（案）につ  
いて

---

平成 30 年 4 月 5 日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

---

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となるとされておりまして、以後の会議の進行は今関会長にお願い申し上げます。

議長

これより平成30年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番、門澤宏明委員、議席番号4番、美濃輪恵一委員の両委員をご指名します。

日程第3、報告、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページ及び5ページをご覧ください。

通知のあった件数は4件でございます。番号1番及び2番は使用貸借によるものですが、双方の都合で解約されたものでございます。

番号3番は、農地中間管理事業により配分されたものでございますが、売買することとなったため、解約したものでございます。

番号4番につきましては利用権設定によるものですが、借受者の体調不良により解約したものでございます。

報告は以上でございます。

議長

事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

---

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の1番及び2番について、地区担当推進委員の堀越晃委員から説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当推進委員の堀越です。

議案1号、番号1及び2について説明いたします。

この申請の1番及び2番は、売買による所有権移転です。申請理由は、番号1におきましては、譲渡人より、高齢によって農業を縮小したいために譲受人に売買を依頼。

2番におきまして、譲渡人は、遠隔地に居住して、なおかつ他業種に勤務、従事しておりまして、管理する上で、もうできなくなってしまっているということで、こちらの方も譲受人に依頼をした次第です。

譲受人は、取得した農地に牧草を作付する予定です。

以上ですが、地区としては全く問題ございません。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番林善和委員から補足説明を求めます。

**林委員** 議席番号6番、林です。ただいま、堀越推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題ございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願いします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
議案第1号の1番及び2番について、採決します。議案第1号の1番及び2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。議案第1号の1番及び2番については許可することに決定いたします。  
申請番号3番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

**伊藤(通)推進委員** 申請地区担当推進委員の伊藤です。議案第1号の番号3について説明いたします。

この申請は、売買による所有権移転で、申請の理由は、譲受人においては、農業経営の拡大を、譲渡人におきましては、農業経営の縮小をそれぞれ希望するものです。

譲受人におきましては、今回の申請地の近くに耕作している田が6反ほどありまして、便宜がいいということで今回の購入に至ったということでございます。

また、数日前に申請関係者同行の上、現地確認を行いました。その時点におきましては不耕作地だったのですが、当人

によりますと、手を加えて整地後、作付するというものであります。

以上、説明を終わります。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 16 番川島芳典委員から補足説明等を求めます。

川島委員

議席番号 16 番、川島です。

ただいま伊藤委員からのご説明のとおりで、何ら問題はありません。

権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 3 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 3 番については許可することに決定します。

申請番号 4 番について、地区担当推進委員の小川敏委員からの説明を求めます。

小川(敏)推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。議案第 1 号の番号 4 についてご説明いたします。

この申請は売買による所有権移転でございます。申請理由は、譲受人においては農業経営の拡大です。譲渡人に当たっては、農業経営の縮小でございます。

今回、譲渡人から、高齢に伴い、また、後継者もいないため、田を買ってほしいという話があったようでございます。譲受人に当たっては、併設している田なので、経営拡大を図るために購入することを決めたそうでございます。

以上でございます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番門澤宏明委員から補足説明等を求めます。

門澤委員

議席番号3番の門澤です。

議案第1号の4番ですが、これは、譲渡人、譲受人とも同じ地区の人で、ただいま小川委員が説明したとおり、地域でも何の問題もございません。なお、譲受人については、今も規模拡大を模索中で、後継者もいます。いろいろな面で頑張っております。何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞよろしくご審議のほうお願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の4番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の4番については許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号の1番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の1番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員 担当推進委員の市原です。議案第2号の1番について説明します。  
申請人は、この場所を転用して駐車場を建設するそうです。126号に沿った場所で、店舗も多く、駐車場にするにはいい場所ではないかと思えます。  
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の鈴木俊幸委員からの報告を求めます。

鈴木(俊)委員 議席番号11番の鈴木です。  
先日、現地確認を行いまして、ただいま市原委員から話があったように、126号線に面していて、場所としては非常にいいと思えます。地元として問題はございません。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可相当と思われます。  
以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

次の議案第2号の2番から6番につきましては、同一地先の隣接した農地であり、譲渡人が同一人であり、転用の目的も同様であることから、一括して事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の2番から6番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の堀越晃委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当推進委員の堀越です。議案2号、番号2から6番について説明いたします。

この申請は、2番から6番は転用に伴う所有権移転です。申請理由は、太陽光発電の設置の目的です。許可後の施工方法はこちらに書いてあるとおりでございます。

現況、田ですので、施工するに当たって盛り土等が必要とされるんですが、これは残土でございますが、こちらの申請もなされているとのこと。それから、隣接地の所有者との関係でございますけれども、隣接地は大半、こちらの所有者の持ち物でございます。2割程度隣接しているところがあるんですが、こちらは話し合いをして承諾を得ているという話を聞いております。

以上のことから、本件に関して全く問題ないと判断いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の鈴木俊幸委員からの報告を求め  
ます。

鈴木（俊）委員 議席番号 11 番、鈴木です。ただいま堀越委員から言われ  
たとおり、現場において確認したところ、問題ないと思われ  
ます。よって、代替性の検討、信用、資金力、周辺農地への  
影響等において、問題ないと思われます。したがって、農地  
法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と思われま  
す。  
以上でございます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査  
員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし  
ます。採決は申請番号ごとに行います。  
最初に、議案第 2 号の 2 番について採決します。  
議案第 2 号の 2 番について、許可相当として意見を付する  
ことにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 2 号の 2 番については、許可相当と  
して意見を付することに決定します。  
次に、議案第 2 号の 3 番について採決します。  
議案第 2 号の 3 番について、許可相当として意見を付する  
ことにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。議案第 2 号の 3 番については、許可相当と  
して意見を付することに決定します。  
次に、議案第 2 号の 4 番について採決します。  
議案第 2 号の 4 番について、許可相当として意見を付する  
ことにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の4番については、許可相当として意見を付することに決定します。

次に、議案第2号の5番について採決します。

議案第2号の5番について、許可相当として意見を付することにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の5番については、許可相当として意見を付することに決定します。

次に、議案第2号の6番について採決します。

議案第2号の6番について、許可相当として意見を付することにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の6番については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、議案第2号の7番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号の6番について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員

地区担当推進委員の加瀬です。議案第2号の7番について説明いたします。

これは賃借権設定の一時転用でありまして、譲受人におかれましては、譲受人の土地の一部を借りまして、老朽化した送水管等の移設をするための作業用地を確保するためであります。ここの土地においては、平成29年度にも同じ土地を借りまして工事をやっております。今回の場所は、その用地とすぐ隣接した地域なので、同じ土地で継続して申請をしておりますので、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の中村順子委員からの報告を求め  
ます。

中村委員 議席番号 10 番の中村です。ただいま推進委員の加瀬委員  
から説明があったとおりで、一時転用ということですので、  
何ら問題ないかと思えます。農地法第 5 条第 2 項及び農地法  
施行令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため、許可相当と思  
われますので、よろしくお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査  
員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし  
ます。  
議案第 2 号の 7 番について許可相当として意見を付するこ  
とにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 2 号の 7 番については、許可相当と  
して意見を付することに決定いたします。  
続きまして、議案第 2 号の 8 番について、事務局から申請  
概要の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号の 7 番について説明します。

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の佐瀬一之委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。  
この案件は転用を伴う使用貸借権の設定で、転用目的は住  
宅駐車場用地です。場所は埴谷白玉地区の住宅地域の中心で

あり、第2種農地と判断しました。譲渡人と譲受人の関係ですが、祖父と孫夫婦ということでもあります。

隣接農地については了承されていますし、排水については道路の排水溝に接続するということであり、問題ありません。進入路が狭いようですが、一応、セットバックすれば建築基準法をクリアできるということでした。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の中村順子委員からの報告を求めます。

中村委員

議席番号 10 番の中村です。推進委員の佐瀬さんから説明があったとおりで、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においては問題ないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われます。よろしくお願いします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号の8番について許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の8番については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

---

### ◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1番から7番、利用権設定等個人別明細の番号1番から5番及び7番から14番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。所有権移転個人明細の番号1番から7番、利用権設定等個人別明細の番号1番から5番及び7番から14番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定等個人別明細の番号6番についての採決をしますが、この原案については、議席番号14番佐藤裕子委員に関連する案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、佐藤裕子委員の退室を求めます。

(佐藤裕子委員 退室)

議長

それでは、利用権設定等個人別明細の番号6番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。

利用権設定等個人別明細の番号6番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

佐藤裕子委員の入室を許します。

(佐藤裕子委員 入室)

---

◎議案第4号

議長

次に、日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

議案第4号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号について説明をする。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

農用地利用配分計画番号1番及び2番に関する意見について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。農用地利用配分計画番号1番及び2番に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定いたします。

---

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。議案第5号の1番について、地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

**金杉推進委員** 地区担当推進委員の金杉です。  
1番は、蓮沼地区におかれましても大規模な稲作農家、それに加えて畑作等もしております。何の問題もないと判断しております。どうぞよろしく申し上げます。

**議長** 次に、議案第5号の2番について、地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

**加瀬推進委員** 地区担当推進委員の加瀬です。  
2番は、ここに書いてあるように、幅広く作物をつくっていて、いろいろ販路も拡大しつつ、面積を増やして頑張っております。よろしく申し上げます。

**議長** 次に、議案第5号の3番について、地区担当推進委員の佐瀬一之委員からの説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。  
3番ですけれども、就農して6年になります。ハウスを借りて始めまして、有機栽培とか規模拡大にはあまりこだわらないで、狭い畑での収益性を重視した経営で、販売先は横芝光町にあります房総食料センターでやっています。夫婦2人で頑張っていますので、よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号の1番から3番については、原案のとおり、認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第5号の1番から3番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定いたします。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、平成30年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題とします。

議案第6号について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号、平成30年度山武市農作業別標準賃金については、原案のとおり決定いたします。

---

◎閉 会

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了しました。その

他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は5月7日月曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

